

金魚電話ボックス事件



2021年 4月1日

金魚電話ボックスを撤去したニュースに関し、原告は奈良地方裁判所へ提訴したものの請求は認められなかった。その後、2021年1月14日に金魚電話ボックスの著作権侵害を巡る大阪高裁判決がくだされ、原告が勝訴した。

1. 原告は、被告組合と団体の代表者を被告（総称して「被告ら」という。）として、奈良地方裁判所へ提訴していた。

同裁判所は、「公衆電話ボックス様の造形物を水槽に仕立て、その内部に公衆電話機を設置した状態で金魚を泳がせている」点はアイディアにすぎず、また、「金魚の生育環境を維持のために、公衆電話機の受話器部分を利用して気泡を出す仕組みである」点は「アイディアが決まればそれを実現するための方法の選択肢に限られる」から創作性が認められないとし、他方、創作性が認められるのは「公衆電話ボックス様の造作物の色・形状、内部に設置された公衆電話機の種類・色・配置等」であると認定した。

そして、被告作品と原告作品とを対比し、被告作品から原告作品を直接感得することはできないから、複製権を侵害しないと判示した。

2. 争点に関する判断の概要

(1) 原告作品の著作物性

大阪高等裁判所は、「公衆電話機の受話器が、受話器を掛けておくハンガー一部から外されて水中に浮いた状態で固定され、その受話部から気泡が発生している」点を重視し、「受話器がハンガー一部から外れ、水中に浮いた状態で、受話部から気泡が発生していることから、電話を掛け、電話先との間で、通話をしている状態がイメージされており、鑑賞者に強い印象を与える表現である。したがって、この表現には、控訴人の個性が発揮されている」として、原告作品は美術の著作物に該当すると判示した。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（全4ページ）・・・・・・・・・・・・・・・・

※こちらの資料の詳細版をご希望の方はお気軽にご相談ください。

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- ・ 東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
- ・ TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)
- ・ TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
 - ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
 - ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
 - ・ < 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
 - ・ < 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
- ※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

